



## 第2章

人々が集う  
交流のまちづくり

## 第1節 住みたくなるまちづくり

## 節の構成

## 施策 1 住宅・住宅地

- 1 良質な住宅・住宅地の供給促進
- 2 既存の住宅・住宅地ストックの改善、有効活用
- 3 公的住宅の活用による住宅セーフティネットの確保
- 4 住まいに関する相談体制の充実

## 施策 2 道路

- 1 幹線道路の整備の推進
- 2 生活道路の整備・改善
- 3 計画的な維持・管理の推進
- 4 歩行空間の確保、道路の修景の推進

## 施策 3 公園・緑地

- 1 特色ある公園・緑地の整備促進
- 2 公園の安全確保と適正管理の推進
- 3 市街地における緑化の促進

## 施策 4 上水道・下水道

- 1 安全な水の安定供給
- 2 公共下水道の整備推進、接続の促進
- 3 上・下水道施設の効率的な維持管理の推進
- 4 上・下水道事業の健全経営の推進



## 協働の取組方針

- ▼道路・公園等の公共施設については、住民の利用しやすさの向上と効率的な管理をめざし、行政と地域の協働による整備や管理をめざします。
- ▼今後も愛護会等による活動を促進するとともに、地域の実情にあわせた道路や公園の使い方を行政と地域が協働で考えて、協働による管理体制の構築をめざします。
- ▼良質な住宅・住宅地づくりのため、行政・住宅関係事業者・市民の協働により、街並みづくり等のルールの検討・制定をめざします。

## 第1節 住みたくなるまちづくり

施策

## 1 住宅・住宅地

## 現状と課題

- 住宅は市民が生活する基本的な場であり、高齢社会対応や定住促進対策の面からも、住宅施策は重要な施策と位置付けられます。また、住宅は市民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤であることから、セーフティネットとしての住宅施策も必要になっています。
- 住宅困窮者向けの住宅である市営住宅は、計画的に整備・改善を進めており、2014年8月現在163戸を管理していますが、2010年度に策定した「知立市住生活基本計画」ではさらに20戸が必要とされており、速やかに整備することが必要となっています。また、本市の大きな公的賃貸住宅団地としてはUR都市機構の知立団地があり、市営住宅とあわせて、今後も市民の住宅セーフティネットの確保のために有効に活用していく必要があります。
- 本市の住宅地供給については、土地区画整理事業によるものが中心となっており、都市基盤施設と宅地の一体的・総合的に整備する手法として大きな役割を果たしています。本市の土地区画整理事業の実績は、2013年度末において、完了11地区(366.4ha)、施行中2地区(13.4ha)となっており、本市の市街化区域の35%において土地区画整理事業が実施されています。人口減少社会となり、土地区画整理事業の役割も、量から質へと変化していますが、依然としてその役割は大きいことから、優良な住宅地として街並みを形成することが可能な土地区画整理事業については、地権者と協力しながら、今後も促進していく必要があります。
- 古くからの市街地については、老朽化した住宅が密集し、道路の狭い箇所も多く存在します。住宅・住宅地の質の向上とともに、防災性の向上の観点からも、市街地の改善も課題となっています。

土地区画整理事業実施状況

番号	地区名	施行者	事業年度	施行面積	摘要
1	知立	市	1956～1964	43.7ha	施行済
2	知立第二	市	1965～1978	74.4ha	施行済
3	知立第三	市	1983～2007	83.6ha	施行済
4	知立駅周辺	市	1999～2026	13.3ha	施行中
5	知立駅南	市	—	6.8ha	計画中
6	知立八ツ田	組合	1981～1986	17.8ha	施行済
7	知立南部	組合	1981～1989	31.5ha	施行済
8	知立牛田北部	組合	1984～1987	1.9ha	施行済
9	知立逢生	組合	1984～1987	0.5ha	施行済
10	知立上重原特定	組合	1992～2009	47.9ha	施行済
11	知立八橋東部	組合	2008～2013	3.1ha	施行済
12	知立山	組合	—	2.6ha	計画中
13	知立上重原北部	組合	—	26.3ha	計画中
14	東知立(住都公団施行)	個人	1965～1967	55.5ha	施行済
15	知立市八橋農住組合	個人	1995～2001	6.5ha	施行済
16	豊田花園	豊田市	2010～2024	0.07ha	施行中
合計				<b>415.5ha</b>	
施行済計				366.4ha	
施行中計				13.4ha	
計画中計				35.7ha	

2014年8月1日現在

## 施策がめざす 将来の姿

質の高い住宅や住宅地が供給されることにより、誰もが住みたい、住み続けたいと思う知立となっています。

## 施策の内容

### 1 良質な住宅・住宅地の供給促進

- 本市への転入世帯、世帯分離による新規世帯に対して、適正な規模の良質な住宅を供給するため、土地区画整理事業や宅地開発事業等の誘導による住宅地の供給を促進します。
- 世代や家族形態により変化する住宅ニーズに応じて、市内で住み替えながら住むことができるように、持ち家・賃貸住宅ともに多様な住宅の供給をめざします。
- 住宅地の供給に際しては、地区計画制度の活用や、開発事業における事前協議等により、良質な住宅地供給や街並み形成を図ります。

### 2 既存の住宅・住宅地ストックの改善、有効活用

- 耐震、バリアフリー、環境負荷の軽減などを伴う住宅リフォームについて、国や住宅金融支援機構等の支援制度の活用促進により、既存住宅の質の維持・向上を図ります。
- 空き家に関する情報収集を行い、所有者に向けた相談対応を行うとともに、住宅・不動産事業者と協力して、空き家の市場への流通による活用促進を図ります。
- 住宅が密集している市街地においては、共同・協調建替等の促進により、住環境の改善を図るとともに、狭あい道路の拡幅の促進による、避難路や緊急車両通行の確保を図ります。

### 3 公的住宅の活用による住宅セーフティネットの確保

- 高齢者をはじめとした住宅弱者の増加に対応するため、市営住宅の新規整備や既存住戸の改善を推進します。特に、高齢者向け市営住宅の供給を推進します。
- 市営住宅について、居住性向上を図るとともに、長期間の有効活用、将来にわたるコスト縮減を図るため、性能や安全性低下を事前に防止するための予防保全型の維持管理を進めます。
- UR都市機構とも連携しながら、知立団地等を活用した住宅弱者対策を図り、住宅セーフティネットを確保します。

### 4 住まいに関する相談体制の充実

- 住宅・不動産事業者や金融機関等の住宅関係団体と協力しながら、住宅取得、住み替え、住宅リフォーム、耐震診断等に関する総合的な相談窓口を設置し、市民の住まいに関する相談対応を行います。またマンションに対しては、老朽化に伴う改修や住民の苦情対応など、マンション管理に係る相談体制についての充実を図ります。
- バリアフリー化に向けては、住宅改修の手法の紹介等を行うとともに、建築士及び理学療法士・作業療法士と連携した相談体制の充実を図ります。

関連する  
個別計画等

知立市住生活基本計画 …………… (2011年度～2020年度)  
知立市都市計画マスタープラン …………… (2007年度～2021年度)

## 第1節 住みたくなるまちづくり

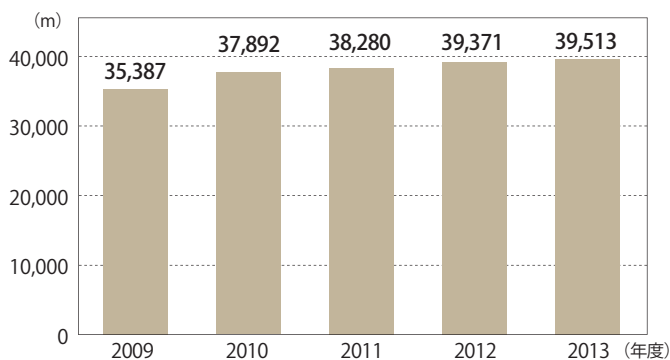
施策

## 2 道路

## 現状と課題

- 本市の道路は、国道1号、国道23号などの広域的な幹線道路から住宅地内の生活道路まで多様な道路があり、機能や役割はそれぞれ異なっていますが、市民の生活や都市の活力を支える重要な基盤施設として、整備や維持管理を適切に行っていく必要があります。
- 幹線道路を中心とした都市計画道路は、33路線、延長45.87kmが決定されており、2013年度末現在の整備率は74.7%（概成済延長含む）となっています。
- 本市の幹線道路は、国土軸を担う国道1号のほか、国道23号、155号、419号の主要な国道4路線の他、主要地方道などの県道とあわせて市内の道路ネットワークの骨格を形成しており、国道及び県道については、国や県との協力により整備や改良を促進する必要があります。
- 中心市街地における幹線道路は、魅力や個性のある道路空間づくりに配慮しつつ、知立駅周辺整備にあわせて速やかに整備する必要があります。その他の地区の幹線道路についても渋滞の緩和を図るために整備を促進する必要がありますが、整備効果を向上させるためには、隣接する市と整備時期等において連携することが求められています。
- 市道に関しては、実延長は252kmとなっています。未整備区間の整備を促進するとともに、大型車交通量の増加に伴い老朽化する路面の補修の継続的な実施が課題となっています。
- 市内には道路幅員4m未満のいわゆる狭あい道路も多く存在します。狭あい道路は、交通安全とともに、災害時の避難路確保や緊急車両の通行にも支障を来しています。沿道建築物の建替時の後退部分について、道路としての市への寄付を依頼していますが、一向に進んでいないことから、寄付を促すための新たな取組が必要となっています。
- 歩行者の安全確保については、歩道の設置及び改良の実施が最善の策と考えますが、歩道設置は道路拡幅が必要なため大変難しい状況であることから、隣接土地所有者の協力による用地取得の促進などが必要となっています。

歩道設置道路延長の推移



各年度末現在



広域的な道路の整備により市内全体の道路交通ネットワークが完成し、市民や企業の自動車による移動の利便性がさらに高まっています。歩道空間の充実や事故防止のための交差点改良等により、子どもから高齢者まで、誰もが安心して歩くことができるまちが形成されています。

## 施策の内容

### 1 幹線道路の整備の推進

- 国道及び県道など、広域的な道路については、国や県との協力のもと(都)国道155号線、(都)安城知立線、(都)本郷知立線等の整備を促進します。
- (都)知立南北線、(都)元国道1号線、(都)知立環状線等の未改良区間の多い中心部の道路は、連続立体交差事業や土地地区画整理事業の進捗にあわせた整備を進めます。
- 幹線道路整備の遅れている北部地区では、隣接市との連携を図りながら、(都)花園八橋線、(都)八橋里線等の整備を推進します。

### 2 生活道路の整備・改善

- 事故が多発する生活道路の交差点については、歩行者の安全確保のための改良を推進します。また、その他の事故多発地点においても、事故が発生しにくい道路環境づくりを進めます。
- 住宅地内の生活道路の改善を進めるため、建替時のセットバックにあわせて狭あい道路拡幅整備を促進するための支援制度を整えます。

### 3 計画的な維持・管理の推進

- 路面舗装の老朽化による事故等を防止するため、市道における計画的な路面補修を実施し、自動車の安全・快適な走行及び歩行者の安全の確保を図ります。
- 日常的な清掃や点検等により道路の良好な環境を維持・管理するため、清掃ボランティアや地域団体等、市民との協働による道路管理体制の構築を図ります。

### 4 歩行空間の確保、道路の修景の推進

- 歩行者の安全確保のため歩道設置を進めるとともに、歩道の段差解消及び点字ブロックの設置等のバリアフリー化を進め、歩行者が安心して歩くことができる歩道の確保を推進します。
- 池鯉鮒の歴史と自然の散歩みちを中心に緑道や散歩道等の整備を進め、歩行者空間のネットワーク化を図ります。また、池鯉鮒散歩みち協議会等のボランティア団体との協働による散歩道の管理や花壇の植栽等を促進します。

関連する個別計画等	知立市都市計画マスタープラン	..... (2007年度～2021年度)
	道路整備プログラム	..... (1997年度策定)
	歩行者ネットワーク構想	..... (2004年度策定)

## 第2章

# 人々が集う交流のまちづくり

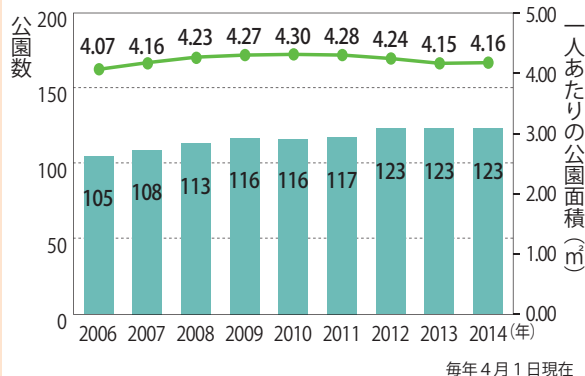
### 第1節 住みたくなるまちづくり

## 施策 3 公園・緑地

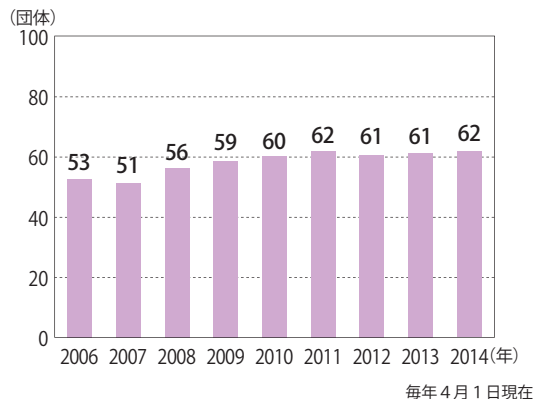
### 現状と課題

- 公園や緑地は、市民の余暇活動に利用されるとともに、生活にうるおいや安らぎをもたらす大切な空間です。本市には大きな森林や水辺等の自然空間がないことから、公園の存在意義は大きくなっています。
- 本市には歩いて行くことができる身近な公園や広場が多くありますが、公園が不足する地域もあるため、新規整備が必要となっています。既存の公園や緑地については、防災機能の向上を進めるほか、利用者のニーズにあった公園のリニューアルや魅力化に向けた取組が求められています。
- 道路空間も身近な緑を楽しむことができる重要な場です。「池鯉鮒の歴史と自然の散歩みち」を活かした、歩いて楽しむことができるまちづくりを進めるため、本市の東西を横断する河川堤や緑道などのネットワークを強化する必要があります。
- 公園の維持管理においては、2014年4月現在で62の公園愛護会がボランティアで清掃活動等を行っており、市民の公園への愛着の向上とともに、地域住民のコミュニケーションの促進に貢献しています。2014年4月現在、市内には123の公園や緑地があり、さらなる公園愛護会活動の促進が必要となっています。
- 本市の市街地における緑化は関連団体や企業等の活動により積極的に行われていますが、今後も引き続きこれらの活動への支援を行うことにより、緑化を充実させる必要があります。また、市民主体による地域の緑化活動を促進するためには、木や花を植える活動への支援とともに、情報提供や仲間づくりに対する支援も求められます。
- 本市の特徴的な緑である社寺林や歴史のある緑道、地域のシンボルとなっている大木等は、市民の憩いの場や重要な観光資源となっているため、効果的な保全方策の検討が必要となっています。また、本市においては農地も災害や環境等の都市環境にとって重要な緑地であることから、農業施策と連携して保全・活用を図る必要があります。

公園の数及び一人あたりの公園面積の推移



公園愛護会の数の推移



## 施策がめざす 将来の姿

公園の整備が進み、市民の憩いの空間が充実するとともに、公園や緑地の日常的な管理を市民主体で行うようになり、公園が地域に愛されるコミュニティ空間となっています。

### 施策の内容

#### 1 特色ある公園・緑地の整備促進

- 本市の都市公園の不足状況を解消するため、土地区画整理事業や開発事業等における街区公園の整備等を推進するとともに、公共施設緑地や民間施設緑地の公園空間としての有効活用を図ります。
- 公園の新規整備・改修の際には、市民の多様なレクリエーションニーズを満たすとともに、災害時の避難場所になるような配慮・工夫を行います。

#### 2 公園の安全確保と適正管理の推進

- 公園の改修を計画的に行うことにより、危険性を除去するとともに長寿命化を図ります。改修の際にはユニバーサルデザインにも対応した整備を進め、誰にとっても安全で快適に利用できる公園としていきます。
- 公園愛護会活動の拡大のため周知啓発強化を図るとともに、公園の維持管理に対する愛護会との連携、愛護会に対する相談支援体制の強化に努めます。

#### 3 市街地における緑化の促進

- 緑豊かな市街地の形成には、公共空間の緑化だけではなく、住宅や工場、事業所等の民有地の緑化が重要となることから、生け垣設置、屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化等に対する助成等により、民有地における緑化を促進します。
- イベントにおいて市民に花の苗や種子を配布したり、地域の花壇づくり等に対する支援を行うなど、自宅の庭や身近な場所での緑の充実を促進します。
- 開発事業の事前協議における指導により、開発地における緑地の確保を促進するとともに、一定以上の建築物の新築や増築の場合に緑地確保を義務づける「緑化地域制度」等の導入を検討します。



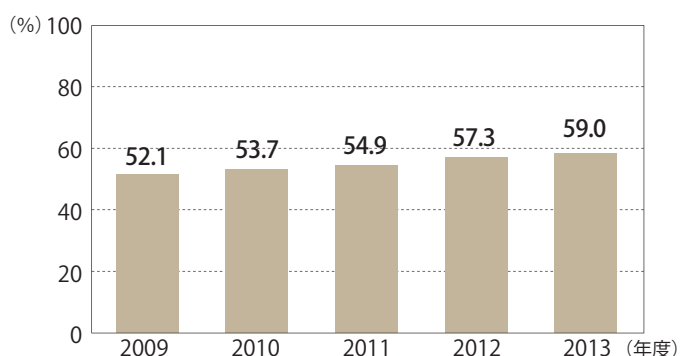
## 第1節 住みたくなるまちづくり

## 施策 4 上水道・下水道

## 現状と課題

- 水は市民生活において必要不可欠な存在であり、生命の源でもあることから、どのような社会経済状況の中でも、上水道及び下水道事業により、水の安定供給及び処理を確実に行うことが求められます。
- 本市の水道普及率は、2013年度末には99.7%であり、ほぼすべての市民に水道を供給しています。2014年6月には新規に整備した西町配水場の運用を開始することにより、水道施設設計の基準である一日最大給水量の12時間分の確保、災害等の非常時の応急給水拠点の整備を達成し、市民への安全で良質な水の供給の安定性がさらに向上しました。
- 本市の水道事業開始時に整備した水道施設の老朽化が進み、導配水管に関しては2013年度末の管路延長288kmに対して耐震化率は10.6%に留まっていることから、施設の老朽化や管路の耐震化への対応などが課題となっています。一方で、水道事業は受益者負担の原則により利用者からの水道料金により運営しており、人口減少や節水意識の向上などにより水需要の減少、水道料金収入の減少が予想される中で、必要な事業の実施が懸念されます。したがって、将来にわたり健全な経営状況を維持するため、料金収納率の向上やコスト削減等による支出抑制とともに、水道料金等の収入と営業支出、建設工事等の収支バランスを図るための中期財政計画を作成し、定期的に見直しを図りながら、市民生活のライフライン強化を持続的に推進する必要があります。
- 本市の公共下水道は、2013年度末には、全体計画面積1,154haのうち572.4ha(49.6%)が整備済です。2013年度末の下水道普及率は59.0%であり、愛知県の同年度末平均74.7%と比較して低い状況にありますが、毎年度の整備の実施により、普及率は着実に向上しています。限られた財源の中で、国や県の補助金を積極的に活用しながら、今後も下水道整備を着実に推進し、普及率の向上を図る必要があります。また、污水管と同時に行っている雨水管整備についても、市街地における雨水排水・水害対策に効果を発揮していることから、引き続き整備を進めていくことが必要となっています。
- 下水道事業においても、投資計画と財政計画の均衡を図るために、中長期的な視点に立った経営戦略を策定することが必要とされています。

下水道普及率\*の推移



※人口全体に対する  
下水道処理区域内の  
人口の割合

## 施策がめざす 将来の姿

いつでもおいしく安心して利用できる水が市民に供給されているとともに、大規模災害時にも必要な水が供給できる備えができています。下水道が整備され、水の浄化や循環が進むことにより、市民の生活環境の向上、地域の環境負荷の低減、災害危険性の減少が実現しています。

## 施策の内容

### 1 安全な水の安定供給

- 県営水道からの供給と地下水等の自己水源を今後も適切に併用しながら、市民に安定して供給するための水源を確保します。
- 市民がいつでもおいしく安心して利用できる水を供給するため、水源から給水栓に至る水道システムを継続的に監視・制御するためのシステム構築を図ります。

### 2 公共下水道の整備推進、接続の促進

- 市街化区域内を中心に、公共下水道の整備区域を拡大し、汚水・雨水整備を推進します。
- 公共下水道事業に対する市民の理解を深めるとともに、未水洗化世帯の実態把握や水洗化に至らない理由の分析等を行うことにより、下水道接続の促進に努めます。

### 3 上・下水道施設の効率的な維持管理の推進

- 老朽化している水道施設について、将来の水需要を見据えた施設規模や機能の見直しを行いながら、安全性と経済性を勘案した適切な更新を行います。下水道施設についても、適正な維持管理と老朽化した施設の調査点検及び診断を行い、長寿命化対策のための計画的な改築・更新を行います。
- 大規模地震による水道施設の被害を防ぐため、浄水場や配水場、管路の耐震化を推進します。特に幹線管路や災害時の重要管路について耐震化を優先的に進めます。また、大規模災害時のライフライン確保のため、給水車、マンホールトイレ等の整備を図ります。

### 4 上・下水道事業の健全経営の推進

- 水道事業の運営基盤を強化するため、水道料金収入と建設工事等の支出のバランスをとりながら、限られた財源の中で最小費用で最大効果が上がるよう、施設の更新や事業運営を計画的に実施し、将来にわたる健全な経営を推進します。
- 下水道事業に関しても中長期的視点に立った経営戦略を策定するとともに、受益者負担金や使用料の収納率の向上、維持管理費の削減、適正な資産管理を行うことにより、経営の健全化を図ります。

関連する  
個別計画等

知立市水道ビジョン …………… (2009年度～2018年度)  
知立市下水道ビジョン …………… (2010年度～2019年度)



## 第2章

人々が集う  
交流のまちづくり

## 第2節 訪れたいくなるまちづくり

## 節の構成

## 施策 1 知立駅周辺整備

- 1 基盤整備、連続立体交差の推進
- 2 交通結節点としての利便性の向上
- 3 土地の有効活用と都市機能集積の促進
- 4 市民が活動できる場や仕組みの創出

## 施策 2 公共交通

- 1 ミニバスの利便性向上と利用促進
- 2 三河知立駅の移設に伴う駅へのアクセス利便性の向上
- 3 地域公共交通の連携強化
- 4 乗換利便性の向上

## 施策 3 シティプロモーション・観光

- 1 シティプロモーションの推進
- 2 地域資源を活用した観光の推進
- 3 観光を支える人づくりの促進
- 4 観光情報の効果的な発信

## 施策 4 産業振興・雇用対策

- 1 企業誘致の推進
- 2 商工業の活性化
- 3 農業の活性化
- 4 創業支援の充実
- 5 雇用拡大の促進、就業支援



## 協働の取組方針

- ▼知立駅周辺整備については、行政や事業者によるハード面の施設整備に対して、市民や地域等による利用や活動に関する提案の反映に努めるとともに、市民や地域との協働による施設管理等の検討により、市民にとってより魅力的な空間とすることをめざします。
- ▼地域の活力向上や市民生活の向上に資する公益性のある部分に対し、積極的な支援・協働を図ることにより、農業・商工業・観光・交通等の事業者の取組や市民活動の活発化をめざします。

## 第2節 訪れたいくなるまちづくり

施策

## 1 知立駅周辺整備

## 現状と課題

- 知立駅周辺は、鉄道結節点であることからかつては商業等によるにぎわいのあるまちでしたが、社会環境やライフスタイルの変化に対応した都市整備や市街地更新、生活施設の整備等が進まなかったことから、居住者や買物客等が減少し、商業地の衰退、市街地の空洞化が進みました。
- このような背景から、本市の中心市街地である知立駅周辺地区では、魅力ある都心地区の形成、鉄道により分断されている南北市街地の一体化、活性化をめざし、新たなまちづくりを進めています。基盤整備とあわせて、知立駅周辺を文化・商業・住居等の機能を集約した都市的機能整備ゾーンとして、中心市街地を再生しようとするものです。
- このまちづくりは1989年度に策定した知立駅周辺総合整備計画を基に進めており、連続立体交差事業、土地区画整理事業（知立駅周辺及び知立駅南）、都市計画道路整備事業を一体的に実施する事業として、1997年度に都市計画決定しました。このうち、連続立体交差事業は2000年度に開始し2023年度完成、知立駅周辺土地区画整理事業は1999年度に開始し2026年度完成をめざしています。また、都市計画道路整備事業は、他の2事業と連動して進めており、2012年度には土地区画整理事業区域内に、知立駅北地区市街地再開発事業も都市計画決定しました。
- 本市としては、これらの基盤施設の整備だけでなく、まちづくりとしての事業効果が早期に現れることをめざして、安全で快適な都市基盤の整備を進めていく必要があります。

知立駅周辺の将来整備構想図



## 施策がめざす 将来の姿

知立駅周辺は市街地整備事業により、地域の歴史や文化を感じさせる魅力ある商業・業務・居住施設を備える本市の玄関口となり、市民や来訪者が様々な活動を展開することにより、新しいにぎわいが生まれています。

## 施策の内容

### 1 基盤整備、連続立体交差の推進

- 中心市街地における交通渋滞の解消や鉄道による広域的な交通結節性を最大限に活用した都市づくりを進めるため、県や鉄道事業者等と協力しながら、連続立体交差事業を推進します。
- 知立駅周辺における幹線道路、駅前広場、公園の整備を進め、本市の玄関口としての魅力の向上を図るため、知立駅周辺及び駅南における土地区画整理事業の円滑な推進を図ります。

### 2 交通結節点としての利便性の向上

- 知立駅は鉄道、路線バスその他、企業・学校送迎バス、タクシー、自家用車、自転車等の多くの交通が結節し、多くの市民が集まる場所であることから、新しい駅舎及び駅前広場の整備により、駅利用者の利便性向上を図ります。
- 土地区画整理事業による幹線道路整備、連続立体交差事業による知立駅周辺の踏切除却により、道路交通の円滑化、知立駅へのアクセス利便性の向上を図ります。

### 3 土地の有効活用と都市機能集積の促進

- 都市計画に基づく地区計画等の手法を活用し、本市の中心市街地にふさわしい、良好な都市環境の形成を誘導します。また、駅利用者や地域住民の利便性向上に資する都市機能の集積をめざします。
- 商業軸を形成する幹線道路については、電線類の地中化等により高質街路空間の形成を図るとともに、沿道建物と街路が一体となった魅力的な街並みの形成を図ります。
- 知立駅の北側については、市街地再開発事業の促進により、本市の玄関口に相応しい魅力あるまちなか住宅や商業施設等の整備を図ります。また、知立駅の北東側の新地町西新地の未整備地区についても、市街地再開発事業等の手法の活用により、駅周辺にふさわしい土地の有効活用をめざします。

### 4 市民が活動できる場や仕組みの創出

- 知立駅周辺に整備される駅前広場、公園、歩行者空間、連続立体交差事業により生じる鉄道高架下空間について、市民主体による様々な活動やイベント空間として活動できる仕組みを整えます。
- 知立駅周辺の既存商業地や新しい市街地についても、衰退した商業地及び空洞化した市街地の再生のため、市民主体の様々なまちづくり活動を促進し、新しいにぎわい創造をめざします。

関連する  
個別計画等

知立市都市計画マスタープラン …………… (2007年度～2021年度)  
知立駅周辺総合整備計画 …………… (1989年度策定)

## 第2節 訪れたいなるまちづくり

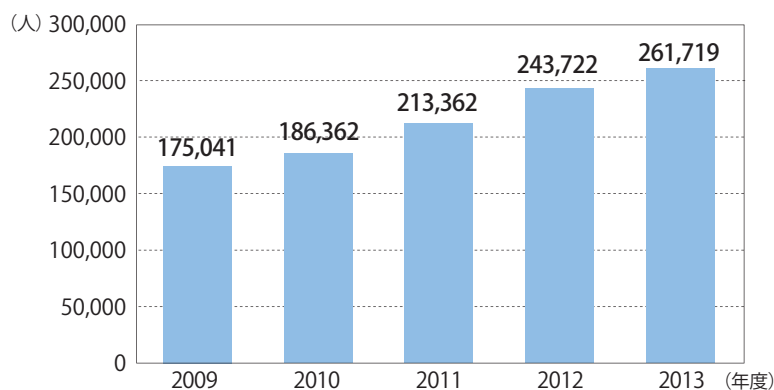
# 2 公共交通

施策

## 現状と課題

- 本市は、名鉄名古屋本線と三河線の結節点であり、すべての電車が停車する知立駅が立地することから、鉄道利便性の高い市となっています。さらに、鉄道、バス、タクシーなどがそれぞれの特徴を活かし、ネットワークとして機能することにより、市民の移動の利便性が確保されています。
- このような中で、市民の自家用車の普及等により路線バスの廃止が相次ぎ、市民の移動の足に影響が生じたことから、2000年から民間路線バスを補完するコミュニティバスである「ミニバス」の運行を開始し、高齢者など交通弱者をはじめとした市民の足として機能しています。ミニバスは、2014年10月1日現在、5コースで各コース1日10～12便を運行しており、乗車人員が年々増加しています。
- 今後は、人口減少や高齢化の進展により、地域公共交通の維持がこれまで以上に難しい時代に入ることから、路線バス・ミニバスの効率的な運行、市民利用の促進とともに、ミニバス運行の目的を明確にしなが、地域の実情にあった的確な運行システムを構築する必要があります。
- 知立駅に関しては、連続立体交差事業や土地区画整理事業において駅舎及び駅前広場等の整備が進んでいますが、これを機会にして鉄道やバスの乗継利便性を向上させるなど、交通結節点としての機能強化を図る必要があります。
- 知立駅付近の連続立体交差事業に伴い、三河知立駅が東に移設されることになり、駅を徒歩や自転車で利用できる駅勢圏が拡大します。移設される駅の周辺については、周辺住民の利便性を確保し、駅の移設効果を十分に発揮させるため、駅前広場や道路等の周辺の整備が必要になるとともに、鉄道会社や市民と連携して、地域に愛される駅づくりを行うことが望まれます。

ミニバスの年間乗車人員の推移



※2011年10月から、  
運行路線が1コース増加

## 施策がめざす 将来の姿

鉄道・路線バス・ミニバスにより、市内全域において公共交通機関の利便性が確保されており、多くの市民が快適に利用しています。

## 施策の内容

### 1 ミニバスの利便性向上と利用促進

- 地域公共交通会議の開催を通じて、公安委員会、道路管理者、交通事業者、国や市民との調整を図りながら、ミニバスをはじめとした本市の公共交通機関全体の維持と利便性向上を図ります。
- 市民に対してミニバスの利用促進をPRするとともに、ミニバスの利用状況を頻繁に調査・分析することにより、市民のニーズに応じた路線の設定やバス停の設置等を行い、利便性向上を図ります。
- バス停におけるベンチや屋根の設置、近隣施設との連携による待合スペースの確保などにより、バス利用者のバス待ち時間の快適性の向上を図ります。
- ミニバスの運行状況については、ホームページやソーシャルネットワークサービス等により、瞬時に利用者に周知できるようなシステムの構築に努めます。

### 2 三河知立駅の移設に伴う駅へのアクセス利便性の向上

- 三河知立駅が現在の場所から東に移設されることに伴い、駅勢圏が拡大されることとなります。このため、移設された駅に駅前広場を整備するとともに、周辺道路の改良等により安全な歩行者空間の確保等を図ります。
- 移設された駅については、新たな交通結節点となるよう、ミニバスを乗り入れるなど駅の乗降利便性の確保に努めます。

### 3 地域公共交通の連携強化

- 知立駅及び周辺の整備・改良にあわせて、鉄道からの交通結節機能を強化し、名古屋鉄道、名鉄バス、タクシーに加え、マイカーや自転車も含めた乗換利便性の向上など、交通手段相互の連携強化を図ります。
- 公共駐車場や公共駐輪場の確保と連携させてパークアンドライド、サイクルアンドライド等を推進することにより、自家用車や自転車から鉄道・バスへの乗換利用の利便性を向上させ、公共交通機関の利用促進を図ります。

### 4 乗換利便性の向上

- ミニバスの乗換バス停である「知立駅」「市役所」「福祉の里」において乗継券を発行し、1乗車利用額による乗換を可能にする制度を今後も継続することにより、料金面での乗換利便性の確保を図ります。
- ミニバスを市外の拠点的な場所を経由させてバス停を設置することにより、刈谷市、安城市、豊田市のコミュニティバスとの乗換利便性を確保し、市域を越えた市民の移動の足の確保を図ります。
- 現在、知立駅周辺にて事業中である、連続立体交差事業及び駅前広場の整備にあわせ、電車、ミニバス、路線バス、及びタクシーの乗り換えの利便性の向上を図ります。



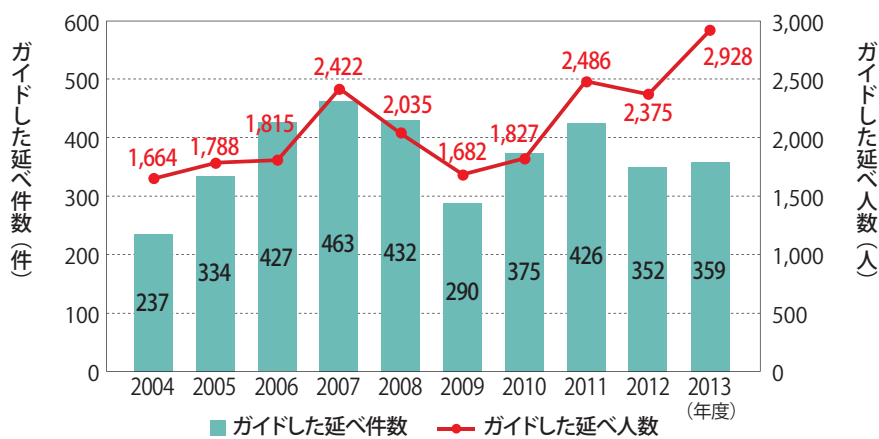
## 第2節 訪れたいくなるまちづくり

# 施策 3 シティプロモーション・観光

## 現状と課題

- シティプロモーションとは、市の魅力を発見・創造し、市内外に効果的に発信することにより、多くの人に「行ってみたい」「住んでみたい」「住み続けたい」「ビジネスしたい」と思ってもらえるまちづくりを進め、市民の幸福や地域の持続的発展を実現するための取組です。
- 本市はこれまで、各分野において市の情報発信に努めてきましたが、地域の魅力の発見・創造や市外に向けた情報発信の取組が十分ではありません。日本全体が人口減少社会に向かっていく中、全国の多くの都市がシティプロモーションに取り組んでいます。本市においても地域の魅力を高めるとともに、地域の魅力を再発見及び創造し、市内外に発信することにより、地域の活力の増進と持続的発展が求められています。
- 観光は、シティプロモーションの一つの手段であるとともに、歴史・文化・産業とも関わる本市にとって重要な分野です。本市には鎌倉街道や東海道の旧街道が市内を横断しており、旧街道付近の史跡・歴史的資産は本市の代表的な観光資源となっています。「史跡八橋かきつばたまつり」「知立公園花しょうぶまつり」「知立まつり」「秋葉まつり」「弘法さん命日」などが催されており、多くの人が市内外から訪れにぎわっています。
- 観光に関する取組としては、市民の観光ガイドボランティアによる来訪者への観光案内、観光協会ホームページやツイッターによる情報発信を行っています。本市には多くの価値の高い観光資源があるにもかかわらず、あまり知られていない現状があり、伝統を重んじながら、観光資源として効果的に活用するための魅力ある企画が必要です。また、本市の魅力の発見・創造・発信については市民や事業所等との連携が必要です。
- 本市の魅力をより効果的にPRするために、ソーシャルネットワーキングサービス等の活用も必要となっています。

観光ガイドボランティアの年間稼働実績の推移



施策がめざす  
将来の姿

地域の資源を市民が発見・創造・発信することにより、市外の人も本市に魅力を感じ、訪れる人の増加から、活動する人、住む人の増加につながっています。

## 施策の内容

## 1 シティプロモーションの推進

- 地域の資源・魅力を再認識し、それらをさらに磨き上げるとともに、新たな資源・魅力の発見・創造に努めます。
- ホームページのみでなく、ソーシャルネットワーキングサービス等も活用し、情報の発信力、拡散力を高めながら、プロモーションすべき対象等を的確に分析し、効果的な情報発信を行います。
- 市民、関係機関、事業所等と連携し、公民が一体的にシティプロモーションに取り組む機運の造成と意識共有、推進体制の構築を図ります。

## 2 地域資源を活用した観光の推進

- 八橋かきつばた園や知立公園等の既存の観光施設について、年間を通じて楽しむことができるようにするとともに、バリアフリーにも配慮した計画的整備を行います。
- さらに多くの観光客を誘致するために、まち歩き型や体験型など、新しい観光ニーズに対応した魅力的なプランを、市民や関係団体と協力して企画します。
- 商工会や商店街、地元企業、学校等と連携しながら、市内産農産物、あんまき、かきつばた等の地域資源を活用した商品の開発を促進し、新たな物産としての活用を図ります。

## 3 観光を支える人づくりの促進

- 本市を訪れた観光客の満足度をさらに向上させるために、観光ガイドボランティアの体制強化や新たなガイドメニューの開発等による充実を図ります。
- 市民や地域団体、商店街等が自ら地域の魅力を観光資源として発見・創造し、発信・活用するための活動を支援します。

## 4 観光情報の効果的な発信

- 広く観光情報を発信するために、観光協会と連携して、観光に関するホームページの充実を図ります。
- より効果的に観光情報を発信するために公共交通機関広告や携帯端末等、多様な媒体を積極的に活用します。
- ソーシャルネットワーキングサービス等を活用し、来訪者の感想や意見・提案等も受信して、観光の取組への反映に努めます。

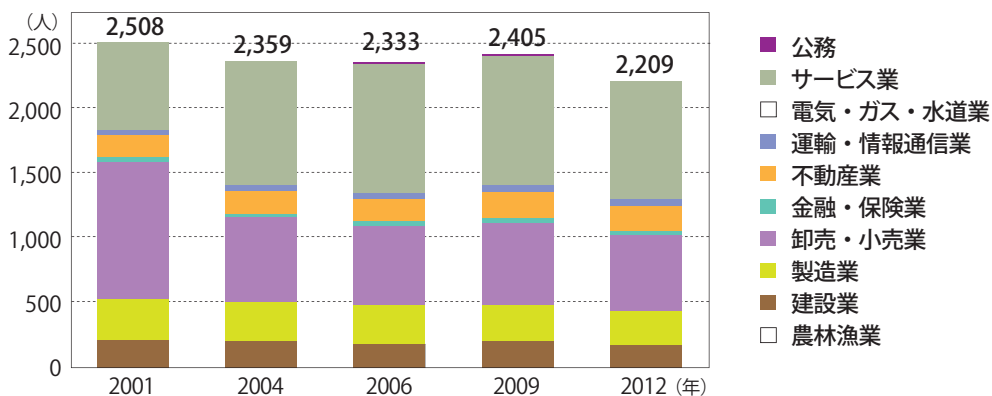
## 第2節 訪れたいくなるまちづくり


# 施策 4 産業振興・雇用対策

## 現状と課題

- 本市は、全国有数の自動車産業の盛んな地域に位置することから、小規模企業も含め、多くの中小企業が立地しています。本市では中小企業が地域経済を牽引するとともに、雇用の確保にも重要な役割を担っています。中小企業の成長発展は、豊かな市民生活、継続的な市勢の伸展に不可欠であることから、2013年に「知立市中小企業振興基本条例」を制定しました。今後は、この条例の理念や基本方針に基づき、総合的な施策を展開することが求められています。
- 新たな産業拠点形成のため、上重原北部地区と西町本田地区の2ヶ所における企業誘致活動を実施しており、西町本田地区は、民間による企業の進出実績がありますが、上重原北部地区については、企業誘致が実現できていないのが現状です。今後は、地権者と協議しながら、開発手法や誘致する業種等を改めて検討し、今後の本市の地域づくりや雇用創出に貢献する企業や事業所の誘致及び起業の促進に努める必要があります。
- 商業は、旧東海道沿道や知立駅付近を中心に発展してきましたが、経営者の高齢化に伴い事業継承ができず廃業する商店もあり、衰退傾向にあります。本市は主要国県道や鉄道が交差する交通の要衝であるという立地の優位性を利用し、知立駅周辺整備に伴い新しいまちが形成されることから、今後の地域活力及び市民生活の向上に貢献する、新しい商業立地を促進する必要があります。
- 農業は、多くの農家労働力が恒常的に農業以外の職業も有しているため、農外収入の安定する兼業農家が多くを占めています。しかし、世代交代や農業機械の更新時期を契機に耕作を止めるケースも増えています。一方で、食に対する市民の関心は高まっており、J Aや農家と連携しながら市内産農産物の販売、市民農園の開設、小学生による水田農業体験や大豆作り等の取組を実施しています。今後は、産業側面だけではなく、市民への安全安心の食の供給、環境保全等の意義も積極的に評価し、地域農業の将来のあり方を設定した上で、農業の後継者や新たな担い手を確保・育成、農地の集積等による農地の保全を積極的に図ることが必要となっています。

事業所数の推移



**施策がめざす  
将来の姿**

市内の企業や商店街が活性化することで、地域の経済発展や雇用が促され、いきいきとした元気なまちになっています。地産地消や食育の普及に伴い、市民との高い信頼関係の中で本市の農業が発展し、農地も保全されています。

**施策の内容****1 企業誘致の推進**

- 説明会や勉強会を通じて地権者との合意形成を図るとともに、地権者への支援措置の適用等により、企業誘致のための土地の確保及び基盤整備を促進します。
- ワンストップ相談窓口の設置等により、企業の進出相談の利便性向上、対応の迅速化を図るとともに、進出企業に対する優遇措置の適用により、進出メリットの創出を図ります。
- 商工会と連携しながら、本市への企業の進出意向や需要を的確に把握した上で、企業誘致のための営業活動を積極的に実施します。

**2 商工業の活性化**

- 中小企業振興基本条例を踏まえ、商工会と連携して、産業集積の促進、商工業者の経営支援、技術力向上支援、資金供給の円滑化支援等を行い、商工業の経営安定化を促進します。
- まちのにぎわいを維持するために、商店街・発展会の再編成や相互連携、空き店舗の活用を行うとともに、地域の課題解決やコミュニティ形成等の地域貢献も促進しながら、商店街の強化を図ります。
- 事業者に対して、経営手法等に関する情報提供や、経営に関する研究会や講座等の学習機会の提供等により、事業継承を支援します。

**3 農業の活性化**

- 主力作物として主食用米の生産を引き続き推進するとともに、農地の集積・集団化による農業の効率化、農薬使用の低減等による環境にやさしい栽培等を、JAと連携しながら促進します。また、水田を活用した麦・大豆や野菜等の栽培を促進することにより、農地の保全・活用を図ります。
- 学校等と協力しながら子どもの農業体験学習や給食での地産地消の推進等、次世代への農業に対する理解を深めるための活動を推進します。

**4 創業支援の充実**

- 商工会、金融機関等と連携して、行政手続き、経営アドバイス、金融支援等が一体となったワンストップ相談窓口の設置等により、創業支援の体制を構築します。
- 経営、財務、販路開拓、情報発信等の勉強会の開催や各種の支援により、市内における創業を促進します。

**5 雇用拡大の促進、就業支援**

- 雇用拡大のため、情報提供、能力開発、職業訓練等のハローワークの取組と連携することにより、市民の就業の促進を図ります。
- 経済成長力の底上げを図るために、市内企業における雇用創出の促進、雇用を伴う企業誘致、創業の促進等により、若者、女性、高齢者、障がい者を含めたあらゆる立場の人の就業機会の創出に努めます。